

市内医療機関 管理者様

横浜市保健所長

## 感染症サーベイランスシステムのアカウントの発行申請について（依頼）

日ごろから、横浜市の感染症対策に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

感染症発生動向調査は、令和 4 年 10 月下旬以降、感染症サーベイランスシステム（以下、届出システム）の更改に伴い、医療機関から電磁的方法（インターネット経由）による届出が可能になりました。また、令和 5 年 4 月、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、感染症法）が改正施行され、発生時の電子的な届出に関して規定が定められました。

本市では令和 5 年度から届出システムでの全数把握対象疾患の届出を順次開始しており、全医療機関で届出システムを御利用いただくために、アカウントを作成しています。

つきましては、届出システムの利用にあたり、必要な事項を次のとおり定めましたので、内容を御確認いただき、アカウント発行の申請をお願いいたします。

### 1 全数報告専用アカウント発行について

届出システムの利用には利用規約への同意が必要です。別添の利用規約を御確認いただき、利用規約に御同意いただける場合、横浜市医療局健康安全課まで御連絡ください。

※届出システムを利用した届出を行う場合、全数報告・定点報告により使用可能なアカウントが異なります。既に定点報告専用アカウントを作成している場合でも、全数報告専用アカウントを作成しますので御申請をお願いいたします。

※届出システムで複数回ログインに失敗すると、ログインできなくなりますので御注意ください。

### 2 インターネット経由での全数把握対象疾患の届出について

システムへのログイン URL については、全数報告専用アカウント発行後、利用者 ID と初期パスワード送付時にお知らせします。全数把握対象疾患の感染症患者を診断した際は、届出期日までに届出システムによる報告をお願いいたします。

なお、初回ログインの方法および届出時の注意事項については、別添資料「感染症サーベイランスシステム 参考資料」を御確認ください。

※院内の体制が整わない等、届出システムでの届出が難しい場合、これまで通り FAX 等で区福祉保健センター宛てに届出を行ってください。

※届出をした場合は、休日夜間を含め、所管の福祉保健センターに電話での連絡をお願いいたします。

8 時 45 分から 17 時 15 分 (土日祝日および年末年始以外)	医療機関の所在する区福祉保健センター福祉保健課健康づくり係
上記時間帯以外	感染症食中毒緊急通報ダイヤル (045-664-7293) ※受託事業者が受付後、担当する福祉保健センターの職員に引き継ぎます。

### 3 別添資料

- (1) 感染症サーベイランスシステム 利用規約
- (2) 参考資料（感染症サーベイランスシステムについて）第 3 版
- (3) 報告対象感染症一覧

担 当：横浜市医療局健康安全課  
中川、竹内、矢板

電 話：671-2463 FAX：664-7296

E-mail：ir-kenkoukiki@city.yokohama.jp

# 感染症サーベイランスシステム利用規約

## 第1条（目的）

本規約は、厚生労働省が運営する感染症サーベイランスシステムの利用に関し、システム利用統括責任者、利用者認証実施者（システムアドミニストレータ）、システム利用管理者及びシステム一般利用者に同意していただくことが必要な事項を定めることを目的とします。

## 第2条（定義）

本規約において使用する用語の定義は、次の各号に定めるとおりとします。

- 一 「感染症サーベイランスシステム」（以下「本システム」という。）とは、厚生労働省、地方自治体、医療機関等及びそれらから業務の委託を受けた者を政府ネットワーク回線、LGWAN回線又はインターネット回線で結び、感染症法に基づく発生届の提出並びに感染者情報等の把握及び管理を支援する仕組みをいいます
- 二 「感染者情報等」とは、本システムを利用して管理されるすべての情報をいいます
- 三 「本サービス」とは、本システムにおいて厚生労働省が提供する機能をいいます
- 四 「都道府県等」とは、都道府県、保健所を設置する市又は特別区をいいます
- 五 「利用機関」とは、都道府県等、医療機関（都道府県等から本システムの利用を認められたものに限る。）及び都道府県等から感染症法に基づく感染症に関する業務の委託を受けた者をいいます
- 六 「感染症法」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）をいいます
- 七 「感染者等」とは、本システムにおいてその健康状態等の情報を管理する感染症法に基づく感染症の感染者及び感染疑い者をいいます
- 八 「システム利用統括責任者」とは、都道府県等において本システムの利用を統括して管理する者をいいます
- 九 「利用者認証実施者(システムアドミニストレータ)」とは、利用機関においてシステム一般利用者に対する本システムを利用するために必要なID・パスワードの発行、管理その他システム一般利用者の管理を行う者をいいます
- 十 「システム利用管理者」とは、所属する利用機関におけるシステム一般利用者を把握し利用者認証実施者(システムアドミニストレータ)と連携の上でシステム一般利用者を管理する者をいいます
- 十一 「システム一般利用者」とは、利用機関において本サービスを利用する職員（システム利用統括責任者、利用者認証実施者(システムアドミニストレータ)及びシステム利用管理者を除く。）をいいます
- 十二 「システム利用者等」とは、システム利用統括責任者、利用者認証実施者(システムアドミニストレータ)、システム利用管理者及びシステム一般利用者を総称していいます

### 第3条（適用）

本規約は、すべてのシステム利用者等に適用されるものとします。

- 2 本規約の実施のために制定される細則、その他付随して作成された本システム利用上の決まりは、本規約の一部を構成するものとしてすべてのシステム利用者等に適用されるものとします。

### 第4条（規約の遵守）

システム利用者等は、本システムの利用に際し事前に本規約を熟読し、理解したうえで、本規約に同意して本システムを利用するものとします。

- 2 システム利用者等は、本システムを利用する際には、常に本規約を遵守するものとします。

### 第5条（システム利用における責任）

システム利用者等は、感染症法、個人情報保護に関する各種法令その他の適用ある法令及び規制に則り、自己の責任と判断に基づき本システムを利用し、本システムの利用に伴って取得した以下の情報を適切に管理・利用するものとし、本規約に特別の定めがある場合を除き、本システムの利用に起因又は関連して国及び厚生労働省に対しいかなる責任及び損害も負担させないものとします

- 一 本システムで取り扱う感染者等の個人情報
- 二 本システムで取り扱うシステム利用者等に係る情報
- 三 厚生労働省及びシステム利用者等が共有する情報
- 四 その他、システム利用者等が閲覧又は取得した全ての情報

### 第6条（システム利用者等の認証）

システム利用者等は、本システムの利用に当たり、認証を受ける必要があります。

- 2 利用者認証実施者(システムアドミニストレータ)の認証は、厚生労働省が発行するID及びパスワードの入力並びに電話番号等の情報の登録に基づき厚生労働省が行います。
- 3 システム一般利用者の認証は、利用者認証実施者(システムアドミニストレータ)が発行するID及びパスワードの入力並びに電話番号等の情報の登録に基づき利用者認証実施者(システムアドミニストレータ)が行います。
- 4 前2項の利用者認証実施者(システムアドミニストレータ)及びシステム一般利用者として認証を受けられる者の範囲及び認証の詳細な方法は厚生労働省が別途定めます。

### 第7条（運用制限）

厚生労働省は、本システムの維持、補修の必要があるとき、天災地変その他の事由により本システムに障害又は遅延が生じたとき、その他理由の如何を問わず、その裁量により、システム利用者等への予告を行うことなく、本システムの運用の停止、休止若しくは中断、本システムの利用制限又は本システム内の情報の変更又は削除を行うことが

あります。

#### 第8条（情報到達の責任分界点）

システム利用者等から本システムへの情報の到達は、伝送路上から入力した情報をシステム利用者等が本システム画面上で確認した時点をもってシステム利用者等が責任を果たしたものとなります。

- 2 本システムからシステム利用者等への情報の到達は、システム利用者等の使用に係る電子計算機に当該情報が記録された時点をもって厚生労働省が責任を果たしたものとなります。

#### 第9条（通信経路の責任分界点）

厚生労働省の責任の範囲は、システム利用者等が本システムに接続するために用いる回線と厚生労働省の準備した回線の接続地点から厚生労働省までの範囲をいい、責任範囲で障害が起こった際の対処（損害の賠償等を含む。）及び情報の管理について、別途本規約の各規定に基づき免責される場合を除き、厚生労働省が責任を負うものとします。

- 2 システム利用者等の責任の範囲は、システム利用者等が本システムに接続するために用いる回線と厚生労働省の準備した回線の接続地点からシステム一般利用者までの範囲をいい、責任範囲で障害が起こった際の対処（損害の賠償等を含む。）及び情報の管理について、システム利用者等が責任を負うものとします。ただし、第21条の情報の取得の場合については、通信経路上経由するネットワーク及びネットワーク間の回線における責任範囲は当該ネットワークの利用に係る規約等の定めが優先して適用されるものとします。

#### 第10条（システム利用統括責任者の責任）

システム利用統括責任者は、次の各号に掲げる事項を遵守して都道府県等において利用者認証実施者（システムアドミニストレータ）、システム利用管理者及びシステム一般利用者のシステム利用を管理しなくてはなりません。

- 一 利用者認証実施者（システムアドミニストレータ）、システム利用管理者及びシステム一般利用者に本規約を遵守させるとともに、本システムの効率的かつ適正な利用、事故及び障害の回避に努めること
- 二 感染者情報等の漏えい、滅失、改ざん等の防止に必要な措置を講ずること
- 三 利用者認証実施者（システムアドミニストレータ）及びシステム一般利用者が本システムを適切に利用するよう管理し、必要な指導及び監督を行うこと

#### 第11条（利用者認証実施者（システムアドミニストレータ）の責任）

利用者認証実施者（システムアドミニストレータ）は、次の各号に掲げる事項を遵守して自組織及び管轄内の利用機関におけるシステム一般利用者の管理をしなくてはなりません。

- 一 本システムの利用に関し、システム一般利用者に対して、利用の許可、停止を行

- うとともに本システムの効率的かつ適正な利用、事故及び障害の回避に努めること
- 二 システム一般利用者に関する ID 及びパスワードの適正な管理を通じて、感染者情報等の漏えい、滅失、改ざん等の防止に必要な措置を講ずること
  - 三 管轄内のシステム一般利用者の ID 発行、変更、停止、削除を行うこと。なお、システム一般利用者でなくなった者に関しては、ID を速やかに停止すること
  - 四 個人情報の漏えい等の防止のため、システム一般利用者の職務権限に応じて、別途厚生労働省が定める権限種別の ID を適切に管理すること
  - 五 本システムが不正に利用されることのないよう、管理するシステム一般利用者に関する ID 及びパスワード、その他本システムを利用するために必要な情報及びすべての機器を適切に管理し、またシステム一般利用者適切に管理させること

#### 第 12 条 (システム利用管理者の責任)

システム利用管理者は、次の各号に掲げる事項を遵守して所属する利用機関においてシステム一般利用者のシステムの利用を管理しなくてはなりません。

- 一 システム一般利用者本規約を遵守させるとともに、本システムの効率的かつ適正な利用、事故及び障害の回避に努めること
- 二 感染者情報等の漏えい、滅失、改ざん等の防止に必要な措置を講ずること
- 三 管理対象となるシステム一般利用者が本システムを適切に利用するよう管理し、必要な指導及び監督を行うこと
- 四 人事異動等に伴うシステム一般利用者の ID の発行、変更、停止、削除の有無を管理し、必要に応じて利用者認証実施者(システムアドミニストレータ)へ本システムへの反映を依頼すること
- 五 システム一般利用者からの申し出があった場合は速やかに利用者認証実施者(システムアドミニストレータ)に対して、利用者アカウントの申請を行うこと

#### 第 13 条 (システム一般利用者の責任)

システム一般利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守して利用しなくてはなりません。

- 一 本システムの効率的かつ適正な利用、事故及び障害の回避に努めること
- 二 感染者情報等の漏えい、滅失、改ざん等を行わないこと
- 三 本システムが不正に利用されることのないよう、ID 及びパスワード、その他本システムを利用するために必要なすべての情報及び機器を適切に管理すること
- 四 本システムで管理している個人に関する情報については、システム利用統括責任者の許可なしに端末機器等に保存しないこと
- 五 本システムに接続する端末機器等に関しては、OS その他のプログラム等の脆弱性に関して適切に対応すること。また、不正プログラム対策ソフトウェア等を導入してセキュリティを確保すること
- 六 本システムの定期的又は臨時的な停止、利用制限、その他通信回線の障害等により予告の有無を問わず、本システムが利用できなくなる場合があることに留意すること

七 人事異動等に伴い本システムの利用者の ID に発行、変更、停止、削除の必要が生じた際は、必ずシステム利用管理者へ事前に申し出ること

#### 第 14 条（情報の漏えい等への対処）

システム利用者等は、情報の漏えい、滅失若しくは毀損（以下「情報セキュリティインシデント」という。）が判明した場合、又はその恐れが生じた場合には、次の各号に定める対応を直ちに行うものとする。

- 一 システム利用統括責任者は、都道府県等の管轄内における情報セキュリティインシデントの発生状況及びその原因を把握し、被害の拡大防止措置を講ずるとともに厚生労働省へ報告すること。また、システム利用統括責任者は、情報セキュリティインシデントに関して厚生労働省から指示があった場合には、直ちに当該指示に従い対応すること
- 二 利用者認証実施者(システムアドミニストレータ)は、自組織及び管轄内の利用機関における情報セキュリティインシデントの発生状況及びその原因を把握し、被害の拡大防止措置を講ずるとともにシステム利用統括責任者へその内容及び原因を報告すること。また、利用者認証実施者(システムアドミニストレータ)は、情報セキュリティインシデントに関してシステム利用統括責任者から指示があった場合には、直ちに当該指示に従い対応すること
- 三 システム利用管理者は、所属する利用機関における情報セキュリティインシデントの発生状況及びその原因を把握し、被害の拡大防止措置を講ずるとともに利用者認証実施者(システムアドミニストレータ)へその内容及び原因を報告すること。また、システム利用管理者は、情報セキュリティインシデントに関して利用者認証実施者(システムアドミニストレータ)から指示があった場合には、直ちに当該指示に従い対応すること
- 四 システム一般利用者は、直ちに応急措置を講じ、被害拡大の防止に努めるとともにシステム利用管理者へその内容及び原因を報告すること。また、システム一般利用者は、情報セキュリティインシデントに関してシステム利用管理者から指示があった場合には、直ちに当該指示に従い対応すること

#### 第 15 条（禁止事項）

システム利用者等は、自ら又は第三者をして、本規約に別途規制される行為のほか、次の各号に掲げる行為を行い又は行わせてはなりません。

- 一 本システムを感染者情報等の把握及び管理の支援、分析並びに統計作成に関する目的以外の用途で使用する
- 二 本システムに対し、不正にアクセスを行う
- 三 本システムの管理及び運営を妨害する
- 四 本システムに対し、ウイルスに感染したファイルを送信する等により本システムの正常な機能を阻害する
- 五 ID 及びパスワードを第三者に使用させること並びに第三者への貸与、譲渡、承継、売買及び担保の目的に供すること

- 六 法令若しくは公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為をすること
- 七 その他、本システムの提供に支障を及ぼす行為又はそのおそれのある行為をすること

#### 第16条（システム利用の拒否）

厚生労働省は、前条に定める行為、又は、本システムの運用に支障をきたす若しくは支障をきたす恐れがある行為を行ったシステム利用者等に対して、その裁量に基づく判断により、本システムの利用を拒否することがあります。

#### 第17条（運用制限等に関する免責事項）

国及び厚生労働省は、システム利用者等又は第三者が被った次に掲げる損害については、その責任を負いません。

- 一 厚生労働省の責によらずID及びパスワード、その他システム一般利用者に関する情報が漏えいし、又は盗用されたことに起因又は関連して生じた損害
- 二 第7条に掲げる運用制限に起因又は関連して生じた損害

#### 第18条（変更）

厚生労働省は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、システム利用者等の承諾なしに、本規約を変更することができるものとします。なお、本利用規約を変更する場合、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を本システム上で告知します。

- 一 本規約の変更が、システム利用者等の一般の利益に適合するとき
- 二 本規約の変更が、本規約の目的に反せず、かつ、合理的なものであるとき

#### 第19条（システムの利用時間）

システム利用者等は、第7条に規定する本システムの運用の停止、休止又は中断の時間を除き、いつでも、本システムを利用することができます。

#### 第20条（使用可能な文字）

本システムにおいて使用可能な文字は次の各号に掲げる文字とします。

- 一 JIS X 0201 として規格化されている英数カナ文字及び記号を含む1バイト文字
- 二 JIS X 0213 として規格化されている2バイト文字
- 三 JIS 第一水準漢字及び JIS 第二水準漢字

#### 第21条（情報取得の際の通信経路）

システム利用者等が、本システムに記録された情報を本システムからシステム利用者等の使用に係る電子計算機に送信する方法で取得する場合は、厚生労働省が定めた通信経路を通じて取得しなければなりません。

- 2 前項の方法でシステム利用者等が取得する情報及び現に取得した情報に関して、漏えい、滅失、毀損その他理由の如何を問わずシステム利用者等又は第三者に損害が生じた

場合、厚生労働省が定めた通信経路上の各ネットワークの利用に係る規約等に別途定めがある場合を除き、その責任は当該システム利用者等又はその所属する利用機関が負うものとし、国及び厚生労働省は何ら責任を負いません。

## 第22条（個人情報の取扱）

厚生労働省は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「厚生労働省保有個人情報等管理規程」に基づき、個人情報を適切に収集利用、管理、および保管します。

- 2 システム利用者等は、それぞれに適用ある個人情報保護に関する法令及び関連するガイドラインその他の諸規則等に基づき、個人情報を適切に収集、利用、管理及び保管します。

## 第23条（第三者提供等に関する免責事項）

国及び厚生労働省は、自らがその故意又は重大な過失に基づき本システムに記録された個人情報を第三者に漏えい若しくは開示又は公表した場合を除き、本システムに記録された個人情報の第三者による取得その他の本システムに起因又は関連してなされる個人情報の第三者による取得に関し、何ら責任を負いません。

## 第24条（システム利用等の設備等）

システム利用者等は、本システムを利用するために必要なすべての機器（端末機器等及び通信手段に係るすべてのものを含みます。）を、システム利用者等の負担において準備するものとし、その際、必要な手続は、システム利用者等が自己の責任で行うものとし、

- 2 前項に規定する準備に要する費用及び本システムを利用するために必要な通信費用その他の本システムの利用に係る一切の費用は、厚生労働省から提供するサービスを除き、システム利用者等の負担とします。

## 第25条（著作権・知的所有権）

厚生労働省がシステム利用者等に貸与又は提供する一切のプログラム及びその他の著作物（本規約及び本システム利用等の操作手順書を含む。以下同じ。）に関する著作権及び著作者人格権並びにそれに含まれるノウハウ等の知的財産権は、厚生労働省又は当該権利を有する者に帰属します。

- 2 システム利用者等は、本システムの利用に際し、厚生労働省がシステム利用者等に貸与又は提供する一切のプログラム及びその他の著作物を次の各号のとおり扱うものとします。
  - 一 著作権法その他の適用ある法令諸規則及び本規約を遵守し、本システムを利用するために必要な限度においてのみ使用すること
  - 二 複製、改変、編集、頒布等を行わず、また、リバースエンジニアリングを行わないこと
  - 三 営利目的の有無に関らず、第三者に貸与・譲渡し又は担保の目的に供しないこと



四 厚生労働省又は厚生労働省が指定する者が表示した著作権表示又は商標表示を削除又は変更しないこと

第26条（権利義務等の譲渡等禁止）

システム利用者等は、本規約に基づく権利、義務又は当事者たる地位の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継し、担保に供し又はその他の処分をしてはなりません。

第27条（準拠法及び管轄）

本規約には、日本法が適用されるものとします。

2 本規約に関する紛争については、東京地方裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第28条（協議）

本規約に定めのない事項その他利用規約の条項に関し疑義を生じたときは、厚生労働省の指示に従うものとします。

附則

本規約は令和4年10月11日から施行します。

# 感染症サーベイランスシステムについて

- 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第12条～第14条に基づき、診断医師や獣医師から届出のあった感染症に関する情報は、保健所が感染症サーベイランスシステムに入力することで都道府県・国に報告を行っている。
- 令和5年4月、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が改正施行され、発生時の電子的な届出に関して義務ないし努力義務規定が定められました。
- 次期システムにおいては、HER-SYSと同様に、**医療機関等がオンライン入力によって発生届を保健所へ報告することが可能となる。**
- インターネットに接続できる機器であれば、パソコンのほか、スマートフォン、タブレットからも情報の入力・閲覧が可能となるが、システムから発行された利用者ID・パスワードに加えて、電話番号、SMS又はメールアドレスを用いた二要素認証が必要。
- 横浜市においても、順次医療機関にIDを発行し、システムでの届出を依頼する。

H18～

## NESID

対象疾病	感染症法上の届出対象疾病
入力主体	保健所のみ
発生届	医療機関が <b>FAX送付</b> した内容に基づき <b>保健所が入力</b>
健康観察等	—

R4.10～

## 感染症サーベイランスシステム

対象疾病	感染症法上の届出対象疾病 + <b>新興・再興感染症に対応(※)</b>
入力主体	保健所・ <b>医療機関</b> ・ 健康観察対象者 <b>自身</b>
発生届	医療機関が <b>オンライン入力</b>
健康観察等	対象者 <b>自身がスマホ等</b> で報告

R5.4～

福祉保健センターに届けられた発生届をもとに保健所が代行入力

システムでの届出の義務ないし努力義務

# 医療機関等における利用者アカウントの申請について

- システムの利用に当たっては、別紙1「感染症サーベイランスシステム利用規約」への同意を前提とし、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準じ、利用者ごとのアカウントが必要となります。また、全数報告が可能な「医療機関」アカウントと、定点報告が可能な「医療機関管理者」アカウント、動物の感染症報告が可能な「動物診療施設」アカウントはそれぞれ独立しているため、**担当する業務ごとにアカウントが必要**です。

(※) 医療機関等からの発生届は、管轄の保健所にのみ報告可能であるため、複数の医療機関等に所属される方は機関ごとのアカウントが必要となります。

(参考) 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン：[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingqi/0000516275\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingqi/0000516275_00002.html)

- **今回発行するのは、全数報告が可能な「医療機関」アカウントです。**

## 【申請方法】

(1)利用規約に御同意いただける場合、横浜市電子申請システムにアクセスの上、利用者情報を御申請ください。

・2024年1月19日(金)までの申請分は1月26日(金)までに発行 ※それ以降は順次アカウントを発行しますので、お待ちください。

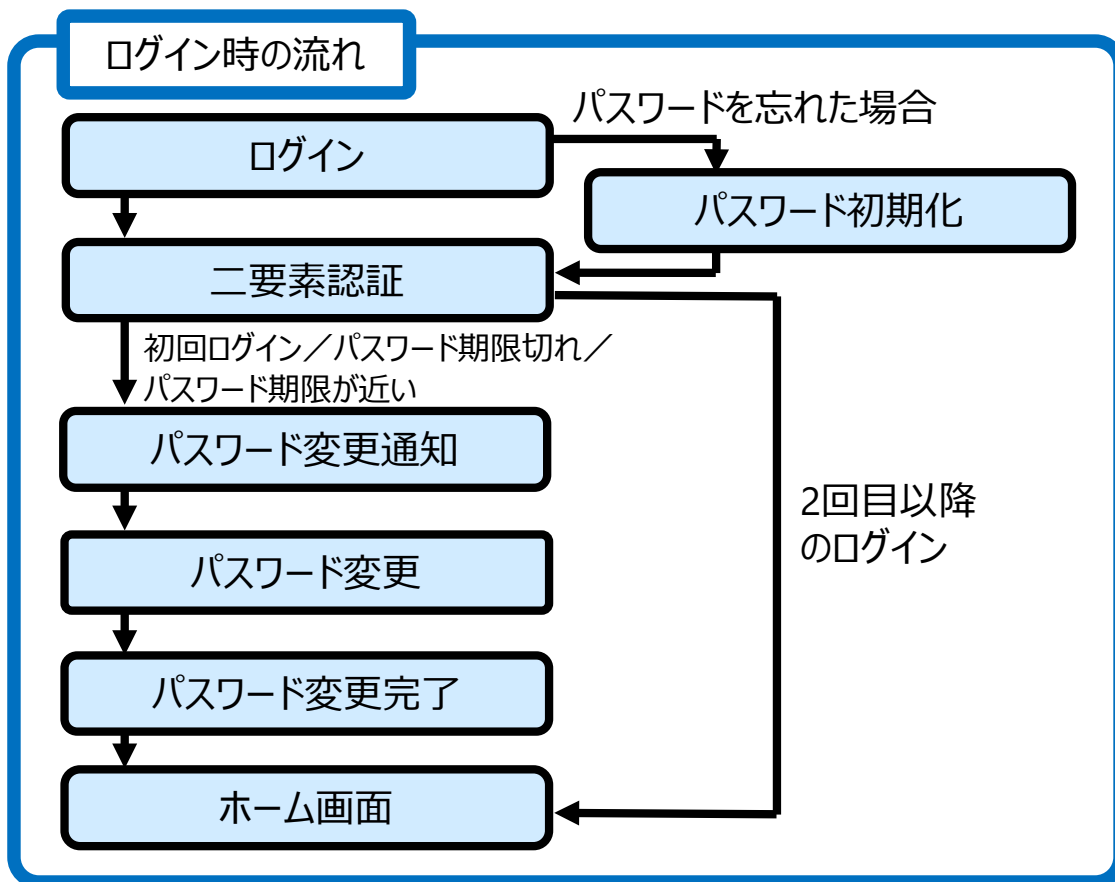
(2)アカウントの発行ができましたら、申請いただいたメールアドレス宛に利用者IDと初期パスワードをシステムから自動で送付します。

- システムへの初回ログイン時には、パスワードの変更が求められます。
- システムはすでに運用を開始しており、デモ環境は整備されていません。本番環境となっておりますので、試しの入力はしないようお願いいたします。
- 複数回ログインに失敗すると、ログインができなくなりますのでパスワードを忘れないようご注意ください。
- 初回ログインができない等の問い合わせは、通知文をご参照ください。

定点医療機関のアカウント  
申請に関する照会先

横浜市衛生研究所 感染症・疫学情報課 ☎ : ir-eikenkansen@city.yokohama.jp  
☎ : 045-370-9237 (平日9時～17時、12時～13時除く)

## (参考) システムへのログイン方法・基本操作の概要



### パスワードのルール

- パスワードの文字数は8～30文字です。
- パスワードには次の文字が使用できます。
  - ・英小文字 : 「a」～「z」
  - ・英大文字 : 「A」～「Z」
  - ・数字 : 「1」～「9」
  - ・記号 : 「@ # \$ % ^ & \* - ! + = [ ] { } | ¥ : ' , . ? / ` ~ " ( ) ; 」
- 英小文字だけ (“abcdefgh”) や数字だけ (“12345678”) のように、1種類の文字からなるパスワード、英小文字と数字だけ (“abcd1234”) のように、2種類の文字からなるパスワードは使用できません。英小文字、英大文字、数字、記号を、3種類以上組み合わせてください。
- 同じ文字を3文字以上 (“111abc”, “123aaa”) 連続して含めることはできません。
- 英小文字と英大文字は区別されます。
- 利用者IDと同じパスワードおよび現在と同じパスワードは使用できません。

- ✓ ブラウザは、PCでは、Microsoft Edge、Google Chrome、Mozilla Firefoxで動作確認を行っています。iPadについては、Safari、Androidについては、Google Chromeで動作確認を行っています。
- ✓ ブラウザの操作：ブラウザの [戻る] ボタン、[進む] ボタンは、最新のデータが表示されないなど、誤動作の原因となりますので、基本的に使用しないでください。
- ✓ 終了方法：別タブで表示された画面は、ブラウザの「閉じる」（右上の [×] ボタン）で終了してください。
- ✓ ログアウト：システムは、ホーム画面の [ログアウト] ボタンで終了します。実行中の業務がある場合は、終了（又はブラウザのウィンドウを閉じる）してからログアウトしてください。

# 全数報告の発生届の入力操作および注意事項について

✓ 入力方法の詳細につきましては、システム上の「感染症発生動向調査\_医療機関マニュアル（2.3版）」を御参照ください。

※国がシステムを用いて集計をしている場合があり、その間は入力、修正、削除等はできませんのでご注意ください。

入力（届出）	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 感染症法に基づき、入力してください。</li><li>○ <b>届け出先の保健所は「医療機関が所在する区福祉保健センター」を選択してください。</b></li><li>○ 「必須」と記載のある項目が未入力だと登録ができないので、ご入力をお願いします。</li><li>○ 診断後は、届出基準に基づき、ただちに（または期日までに）ご登録をお願いします。</li><li>○ 届出事項以外に、患者への聞き取りや保健指導状況などは「備考」の医療機関用にご記入ください（1000文字まで）</li></ul> <p>※一括でCSVデータをインポートし登録することも可能です。詳細はマニュアルをご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ <b>診断し届出をした場合、従前どおり、所管の福祉保健センターにご連絡ください。</b></li></ul>
補正	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 登録後に補正が必要な場合、保健所から補正を依頼する場合があります。</li><li>○ 検索画面で業務ステータスが「保健所確認済」となっている場合、医療機関での修正はできません。追加情報があり修正を加えたいができない場合などは、保健所にご連絡ください。</li></ul>
削除（取り下げ）	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 保健所が確認した後に、取り下げが必要になった場合、医療機関に確認の上、保健所がシステム上で削除処理を実施します。</li></ul> <p>※医療機関での削除も可能ですが、事前に所管の福祉保健センターにご連絡ください。</p>

## よくあるご質問

※回答内容は、11月20日時点のもので、システム改修等により状況が変わることがありますのでご注意ください。

Q1	休日・時間外などシステムでの入力できない場合、紙で届け出るとは可能か？	医療機関の事情によっては併用することも可能です。ただし、システムまたは紙での届出のどちらか片方のみでよい場合、院内での届出状況の管理をお願いします。 ※FAX等の紙媒体で届出いただいた発生届に関しては保健所で代行入力いたします。ただし当該発生届出についてはシステム上で閲覧することはできませんのでご注意ください。
Q2	2段階認証は毎回必要か？	毎回必要です。3ページを御参照ください。
Q3	2段階認証の方法変更は可能か？	可能です。電話、メール、SMSから選択できます。初期設定では申請いただいた方法で登録しています。初回ログイン後に変更できますので、詳細はマニュアルのP17を御参照ください。
Q4	届出をした発生届は閲覧できるか？	システム上で届出（入力）をした発生届に関しては閲覧可能です。届け出後、保健所で内容を確認し業務ステータスが「保健所確認済」になると、その時点までのデータが閲覧できます。
Q5	定点医療機関のアカウントをすでに持っているが、再度申請が必要か？	定点報告用と全数報告用のアカウントは異なるので、新たに申請いただく必要があります。
Q6	電子申請サイトにアクセスできないがどうしたらよいか？	担当者より、メールにてURL、二次元コードを送付しますので、お手数ですが下記あてにメールを送付ください。 医療局健康安全課 ☒ ir-kenkoukiki@city.yokohama.jp 【メール件名】：感染症サーベイランスシステムの電子申請URL送付について

# 感染症法に規定されている報告対象の感染症

## 一類感染症

1	エボラ出血熱
2	クリミア・コンゴ出血熱
3	痘そう
4	南米出血熱
5	ペスト
6	マールブルグ病
7	ラッサ熱

## 二類感染症

1	急性灰白髄炎
2	結核
3	ジフテリア
4	重症急性呼吸器症候群 (SARSコロナウイルス)
5	中東呼吸器症候群 (MERSコロナウイルス)
6	鳥インフルエンザ (H5N1)
7	鳥インフルエンザ (H7N9)

## 三類感染症

1	コレラ
2	細菌性赤痢
3	腸管出血性大腸菌感染症
4	腸チフス
5	パラチフス

## 四類感染症

1	E型肝炎
2	ウエストナイル熱
3	A型肝炎
4	エキノкокクス症
5	エムボックス
6	黄熱
7	オウム病
8	オムスク出血熱
9	回帰熱
10	キャサヌサル森林病
11	Q熱
12	狂犬病
13	コクシジオイデス症
14	ジカウイルス感染症
15	重症熱性血小板減少症候群 (SFTS)
16	腎症候性出血熱
17	西部ウマ脳炎
18	ダニ媒介脳炎
19	炭疽
20	チクングニア熱
21	つつが虫病
22	デング熱
23	東部ウマ脳炎
24	鳥インフルエンザ (H5N1, H7N9を除く)
25	ニバウイルス感染症
26	日本紅斑熱
27	日本脳炎
28	ハンタウイルス肺炎候群
29	Bウイルス病
30	鼻疽
31	ブルセラ症
32	ベネズエラウマ脳炎
33	ヘンドラウイルス感染症
34	発しんチフス
35	ポツリヌス症
36	マラリア
37	野兔病

38	ライム病
39	リッサウイルス感染症
40	リフトバレー熱
41	類鼻疽
42	レジオネラ症
43	レプトスピラ症
44	ロッキー山紅斑熱

## 五類感染症

### 全数

1	アメーバ赤痢
2	ウイルス性肝炎 (B型肝炎及びD型肝炎を除く)
3	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症
4	急性弛緩性麻痺 (急性灰白髄炎を除く)
5	急性脳炎 (ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く)
6	クリプトスポリジウム症
7	クロイツフェルト・ヤコブ病
8	劇症型溶血性レンサ球菌感染症
9	後天性免疫不全症候群
10	ジアルジア症
11	侵襲性インフルエンザ菌感染症
12	侵襲性髄膜炎菌感染症
13	侵襲性肺炎球菌感染症
14	水痘 (入院例に限る)
15	先天性免疫しん症候群
16	梅毒
17	播種性クリプトコックス症
18	破傷風
19	バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症
20	バンコマイシン耐性腸球菌感染症
21	百日咳
22	風しん
23	麻しん
24	薬剤耐性アシネトバクター感染症

## 新型インフルエンザ等感染症

### 指定感染症

現在は該当なし

## 定点医療機関のみ

### 小児科定点

25	RSウイルス感染症
26	咽頭結膜熱
27	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎
28	感染性胃腸炎
29	水痘
30	手足口病
31	伝染性紅斑
32	突発性発しん
33	ヘルパンギーナ
34	流行性耳下腺炎

### インフルエンザ/COVID-19 定点

35	インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)
36	新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る) であるものに限る)

### 眼科定点

37	急性出血性結膜炎
38	流行性角結膜炎

### 性感染症定点

39	性器クラミジア感染症
40	性器ヘルペスウイルス感染症
41	尖圭コンジローマ
42	淋菌感染症

### 基幹定点 (週報)

43	感染性胃腸炎 (病原体がロタウイルスであるものに限る)
44	クラミジア肺炎 (オウム病を除く)
45	細菌性髄膜炎 (髄膜炎菌、肺炎球菌、インフルエンザ菌を原因として同定された場合を除く)
46	マイコプラズマ肺炎
47	無菌性髄膜炎

### 基幹定点 (月報)

48	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症
49	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症
50	薬剤耐性緑膿菌感染症